

府中市工事成績評定基準

平成28年4月1日一部改正

(目的)

第1 この基準は、建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、府中市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 完成評定は、原則として1件の当初請負金額が500万円以上の工事（随意契約を含む。）について行うものとする。

2 中間評定は、次のいずれかに該当する場合の工事について行うものとする。

(1) 当初請負金額が2,500万円以上の工事

(2) その他監督員が必要と認めた工事

(評定の内容)

第3 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細 別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	①法令遵守等 ②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)
8 市内業者等の活用・育成	①市内下請 ②直営施工

(評定者)

第4 完成検査において評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び検査立会人とする。

検査員とは、府中市建設工事検査規程（平成13年府中市訓令第4号）第2条第5項に規定する完成検査を行う職員とする。総括監督員とは、府中市建設工事監督規程（平成13年府中市訓令第3号）第5条第1項の規定により総括監督員に指定された職員とする。検査立会人とは、府中市建設工事検査規程第5条に規定する検査立会人及び監督員とし、その担当課長、担当係長及び担当監督員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、府中市建設工事検査規程第2条第4項に規定する中間検査を行う職員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。

2 完成検査における評定は、別紙－1、別紙－2及び別紙－3の「工事成績評点の考査項目別運用表」並びに別紙－4の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－1の「工事成績評定表」を作成する。

3 中間検査における評定は、別紙－3の「工事成績評点の考査項目別運用表」及び別紙－4の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－1の「工事成績評定表」を作成する。

4 完成検査における総括監督員及び検査立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。

5 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督員から施工体制、施工状況等について確認し評定する。

6 評定者は、別紙－1、別紙－2及び別紙－3の「工事成績評点の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

7 所見は、評定に当たり特記事項のある場合に記入するものとする。

8 考査項目のうち、「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」について、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

9 考査項目のうち、「市内業者等の活用・育成」については、別紙－4「建設工事における市内業者等の活用・育成についての報告書」の提出があった場合に評定を行うものとする。

(評定結果の提出)

第6 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、市長に「工事成績評定表」及び「工事成績評点の考査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第32条及び第39条関係）に付して提出するものとする。

2 中間評定を行ったときは、中間検査調書に付して提出するものとする。その場合には、評定に用いた関係書類及び状況の把握できる写真を添付するものとする。

(評定の時期)

第7 完成評定は、工事の完成検査時に行うものとする。

2 中間評定は、次のいずれかに該当する時期に行うものとする。

(1) 工事の進捗率が概ね50～60%に達したとき

(2) 工事の進捗率が50%未満であっても、重要な部分が不可視となる前など特に必要と判断したとき

(評定の結果の通知)

第8 市長は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第9 市長は、第8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(府中市建設工事成績評定基準の廃止)

2 府中市建設工事成績評定基準は、廃止する。

(府中市建築工事成績評定基準の廃止)

3 府中市建築工事成績評定基準は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。